

これから防火管理者になる方へ



① 防火管理講習

防火管理者の資格を取得するには、防火管理講習を受講する必要があります。

オンライン講習はパソコンやスマートフォンから電子申請により申込みができます。対面講習は東京都内（稲城市を除く）の各消防署所の窓口で申請書を提出又はパソコンやスマートフォンから電子申請（一部の講習のみ）により申込みをできます。

- ・講習の日程や空席状況は東京消防庁ホームページで確認できます。
- ・窓口で申請書を提出する場合は、講習日の7日前まで、受付時間は平日の午前8時30分から午後4時30分までとなっております。電話での申込みは行っておりませんので、御注意ください。



①防火管理講習

② 防火管理者選任届出

防火管理講習を修了し、防火管理者の資格を取得したならば、必ず「防火・防災管理者選任（解任）届出書」を管轄消防署に届出してください。届出をしなければ、事業所の防火管理者としては選任されず、未選任状態（消防法令違反）が継続します。

- ・届出者は管理権原者となります（押印不要）。
- ・届出書は正副（2部）必要です（受付後に1部返却します。副本はコピー可。）。
- ・届出時には修了証（緑の手帳）を持参してください（修了証はコピー可）。



②防火管理者選任（解任）届出書
③消防計画作成（変更）届出書
申請様式

③ 消防計画作成届

防火管理者に選任された方は、事業所の「消防計画作成（変更）届出書」を作成しなければなりません。作成したならば、管轄の消防署に届出してください。

- ・届出者は防火管理者となります（押印不要）。
- ・届出書は正副（2部）必要です（受付後に1部返却します。副本はコピー可。）。
- ・消防計画書は用途、規模に応じて作成内容が異なりますので、右のQRコードから作成例一覧を参照してください。
- ・計画書の表紙として「消防計画作成（変更）届出書」を添付してください。



③消防計画 作成例一覧

④ 自衛消防訓練通知書

消防計画に基づいて、1年に1回以上（特定用途については2回以上）、消火・避難訓練を実施しなければなりません。

- ・実施にあたっては、あらかじめ「自衛消防訓練通知書」で管轄消防署に通知してください。通知の方法は、①電子申請②窓口持参③郵送④FAXがあります。FAXの場合、返信はしませんので、副本が必要な場合は①～③の方法で通知してください。



④自衛消防訓練通知書
申請様式

～②防火管理者選任届、③消防計画作成届、④自衛消防訓練通知書は、いずれも下記の方法で届出が可能です。～

★電子申請⇒東京消防庁電子申請サービスで申請してください。

電子申請の方法については、右のQRコードを参照してください。



電子申請 QR コード

★窓口持参⇒管轄消防署に正副（2部）を直接持参してください。※防火管理者選任届については、修了書（緑の手帳）を持参してください（受付時間：午前8時30分から午後5時15分まで）。

★郵送⇒正副（2部）と宛先を記載した返信用封筒とを入れて必要な切手を貼付し、事業所担当者及び連絡先を記載してください。

※防火管理者選任届については、修了書の写しも同封してください。



問合せ先：京橋消防署 予防課 防火管理係(03-3564-0119)